



平成 29 年度 国民健康保険税の仮算定

- 平成 29 年度 国保税（仮算定）納税通知書を送付します
- 収入が 0 円の人でも申告が必要です

問合せ 国保ねんきん課（本庁仮設庁舎西棟1階）

☎33-4113

または各支所健康福祉地域事務所

国保税（仮算定）納税通知書を送付します

平成 29 年度の国民健康保険税（仮算定）の納税通知書を、4 月中旬頃までに世帯主宛てに送付します。世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者です。

平成 29 年度の国民健康保険税額は、7 月の本算定で確定します。

▼普通徴収世帯（納付書や口座振替）

仮算定期間は、1〜3 期（4・5・6 月）です。平成 28 年度国保税年額の 12 分の 1 相当額を各 1 期分の税額として算定しています。

納期	
1 期	4 月
2 期	5 月
3 期	6 月
4 期	7 月
5 期	8 月
6 期	9 月
7 期	10 月
8 期	11 月
9 期	12 月
10 期	1 月
11 期	2 月
12 期	3 月

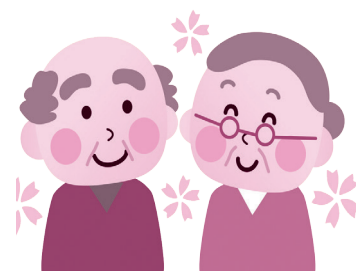
▼特別徴収世帯（年金差引）

仮算定期間は、1〜3 期（4・6・8 月）です。平成 28 年度 6 期分（2 月）と同額、または平成 28 年度国保税年額の 6 分の 1 相当額を各 1 期分の税額として算定しています。

納期	
1 期	4 月
2 期	6 月
3 期	8 月
4 期	10 月
5 期	12 月
6 期	2 月



収入が 0 円の人でも申告が必要です



確定申告や市県民税申告が不要な人でも、国保税の算定や軽減判定をするために、申告が必要な場合があります。次の人以外は、収入がない場合でも、申告が必要です。

- ・給与収入者※
 - ・年金受給者※
 - ・確定申告を税務署にした人
 - ・市県民税の申告を市にした人
 - ・18 歳未満の人
- ※給与収入者や年金受給者でも、それ以外に所得がある場合は申告が必要です。

申告がないと次のような不利益を生じる場合があります

- ・国保税の算定に用いる所得が分からないため、標準的な課税となり、低所得世帯であっても国保税が軽減されない。
- ・前期高齢者（70〜74 歳）の負担割合、食事代減額や高額療養費支給の自己負担限度額の判定ができない。

熊本地震に係る
『国民健康保険税の減免』
『一部負担金の免除』
の延長について

熊本地震において、住まいの住宅に半壊以上の被害があった人について、平成 28 年度の国民健康保険税を申請により減免、平成 29 年 2 月末までの診療分の一部負担金を証明書により免除していましたが、ともに 9 月 30 日まで延長することになりました。

【国民健康保険税の減免】

- ①平成 29 年度税額のうち、4 月から 9 月までの 6 カ月相当分が減免の対象となります。
- ②減免額は、年税額が確定する本算定時（7 月中旬）に算定し、お知らせします。
- ③平成 28 年度の国民健康保険税が減免済みの人は、新たに申請書をご提出いただく必要はありません。

【一部負担金の免除】

- ①平成 29 年 9 月診療分までが対象となります。
- ②延長分の免除証明書は対象者へ 2 月 24 日に送付しています。